

会議案第 8 号

芽室町議会委員会条例中一部改正の件

芽室町議会委員会条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 6 年 3 月 4 日提出

芽室町議会議会運営委員長 渡 辺 洋一郎

芽室町議会委員会条例の一部を改正する条例

芽室町議会委員会条例（昭和62年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第27条第 1 項中「又は記名押印」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

行政手続における負担軽減及び利便性向上を目的に、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(記録)</p> <p>第27条 委員長は、議会事務局職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(記録)</p> <p>第27条 委員長は、議会事務局職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名<u>又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>2 一略一</p>